

上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直し等  
に係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	13
3. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	14
4. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	25
5. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	27
6. 有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	30
7. 取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表	31
8. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	32
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	36

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特別注意銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p>(市場区分の変更審査)</p> <p>第308条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までにおいて準用する第207条第1項各号、第213条第1項各号又は第219条第1項各号に掲げる事項の審査(施行規則で定める株券等に係る審査を除く。)は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p><u>(内部管理体制の整備及び運用状況等の開示)</u></p> <p>第408条の3 <u>第503条第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特設注意市場銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p>(市場区分の変更審査)</p> <p>第308条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までにおいて準用する第207条第1項各号、第213条第1項各号又は第219条第1項各号に掲げる事項の審査(外国株券等に係る審査を除く。)は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(新設)</p>

2 第503条第4項第2号、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、当取引所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度の末日から起算して3か月以内（当取引所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は、当該事業年度の末日及び翌事業年度の末日から起算して3か月以内）に、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。

## 第2節 特別注意銘柄

（特別注意銘柄の指定及び指定解除）

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。

（1）～（5） （略）

2 前項の規定により特別注意銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した施行規則で定める書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 当取引所は、前項の審査の結果に基づ

## 第2節 特設注意市場銘柄

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

（1）～（5） （略）

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した施行規則で定める書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を行わなければならない。

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

4 当取引所は、前項の審査の結果に基づ

き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認める場合（次号bに該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 次のa又はbに該当する場合

a 内部管理体制等が適切に整備されていると当取引所が認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（第601条第1項第9号cに規定する上場会社の内部管理体制等が適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合を除く。）

b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認めるものの、次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として施行規則で定める場合

(b) 第501条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準のいずれかに適合していない場合において、第501条第3項に規定する施行規則で定める期間内にあるときその他当該基準に適合しない見込みがある場合として施行規則で定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

5 前項第2号aの規定により特別注意銘柄

き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等に問題があると認められない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等に問題があると当取引所が認める場合（第601条第1項第9号cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合を除く。）

特設注意市場銘柄の指定の継続

5 前項第2号の規定により特設注意市場

銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、当取引所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当取引所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 当取引所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

7 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認める場合（次号に該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認めるものの、次のa又はbに該当する場合

a 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として施行規則で定める場合

b 第501条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準のいずれかに適合していない場合において、第501条第3項に規定する施行規則で定める期間内にある

銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 当取引所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

7 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。

ときその他当該基準に適合しない見込みがある場合として施行規則で定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

8 第4項第2号b、前項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者である上場会社は、当取引所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当取引所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

(新設)

9 当取引所は、前項の規定により再提出された内部管理体制確認書の内容及び第11項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制等の審査を行う。

(新設)

10 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券等を取り扱うものとする。この場合における当該各号に掲げる審査の区分は、施行規則で定めるところによる。

(新設)

(1) 第一回目の審査又は第二回目の審査

a 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認める場合（次のbに該当する場合を除く。）

特別注意銘柄の指定の解除

b 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認めるものの、次の(a)又は(b)

に該当する場合

(a) 事業の継続性及び収益性が確保されていない場合として施行規則で定める場合

(b) 第501条第1項各号、第502条第1項各号又は第2項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準のいずれかに適合していない場合において、第501条第3項に規定する施行規則で定める期間内にあるときその他当該基準に適合しない見込みがある場合として施行規則で定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

(2) 第三回目の審査

内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認める場合は、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

1.1 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

1.2 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社が、次の各号に該当する場合には、施行規則で定める日に、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

(1) 第306条の規定により当該上場株券等の市場区分の変更申請を行い、当取引所が市場区分の変更を適当と認めた場合

(2) 第310条第1項の規定によ

8 第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

(新設)

り、第309条第1項から第4項までに定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた場合

(3) 第603条第2項の規定により、第601条第1項第5号に定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた場合

(改善状況報告書等の提出)

第505条 前条第3項（第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を行わなければならない。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

2～7 （略）

(特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出)

第505条の2 当取引所は、第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状

(改善状況報告書等の提出)

第505条 前条第3項（第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（以下「改善状況報告書」という。）の提出を行わなければならない。

2～7 （略）

(新設)



況等に関し当取引所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を求めることができる。

2 第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券等の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

3 前条第3項、第4項並びに第6項第1号及び第2号の規定は、第1項の改善状況報告書について準用する。

4 前条第6項第3号の規定は、第2項の報告について準用する。

5 第504条第2項から第4項までの規定は、前2項において準用する前条第6項の改善報告書について準用する。

（上場内国会社の上場廃止基準）

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（8） （略）

（9） 特別注意銘柄等

次のaからgまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからgまでに定める場合に該当するとき

a 第503条第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部

（上場内国会社の上場廃止基準）

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（8） （略）

（9） 特設注意市場銘柄等

次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからeまでに定める場合に該当するとき

a 第503条第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部

管理体制等について改善の必要性が高いと当取引所が認めるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと当取引所が認める場合

- b 第503条第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合

- c 第503条第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合

- d 第503条第4項第2号aの規定により特別注意銘柄の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合

- e 第503条第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に

管理体制等について改善の必要性が高いと当取引所が認めるとき

当該内部管理体制等について改善の見込みがないと当取引所が認める場合

- b 第503条第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

- c 第503条第2項の規定により内部管理体制確認書が提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合（上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合に限る。）

- d 第503条第4項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

- e 第503条第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等について

整備され、運用されていると認められない場合

f 第503条第4項第2号b、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された場合であって、同条第8項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

g 第503条第8項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

(10) ~ (20) (略)

2 (略)

(上場管理等)

第1604条 (略)

2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。

(1) 当取引所が、第503条第1項の規定により日本取引所グループが発行者である上場内国株券を特別注意銘柄に指定した場合

(2) 当取引所が、第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により日本取引所グループについて特別注意銘柄への指定の解除を行った場合

(3) 日本取引所グループが、第504

て改善がなされなかったと当取引所  
が認める場合

(新設)

(新設)

(10) ~ (20) (略)

2 (略)

(上場管理等)

第1604条 (略)

2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。

(1) 当取引所が、第503条第1項の規定により日本取引所グループが発行者である上場内国株券を特設注意市場銘柄に指定した場合

(2) 当取引所が、第503条第3項の規定により日本取引所グループについて特設注意市場銘柄への指定の解除を行った場合

(3) 日本取引所グループが、第50

条第3項（第505条第7項、第505条の2第5項又は第506条第2項において準用する場合を含む。）又は第507条第1項の規定により改善報告書の提出を行った場合

(4) 日本取引所グループが、第505条第3項（第505条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により第505条第1項又は第505条の2第1項に定める改善状況報告書の提出を行った場合

(5)・(6) (略)

令和4年4月4日改正付則

(上場維持基準に係る経過措置)

第4条 (略)

2～6 (略)

7 第2項から前項までの規定は、次の各号に掲げる既上場銘柄については適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 施行日の前日において特設注意市場銘柄に指定されている銘柄又は施行日以後に特設注意市場銘柄(令和6年1月15日改正後の特別注意銘柄を含む。)へ指定された銘柄

付 則

1 この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。

2 改正後の第308条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に市場区分の変更申請を行う者から適用する。

3 施行日の前日において、特設注意市場銘

4条第3項（第505条第7項又は第506条第2項において準用する場合を含む。）又は第505条第1項の規定により改善報告書の提出を行った場合

(4) 日本取引所グループが、第505条第3項の規定により改善状況報告書の提出を行った場合

(5)・(6) (略)

令和4年4月4日改正付則

(上場維持基準に係る経過措置)

第4条 (略)

2～6 (略)

7 第2項から前項までの規定は、次の各号に掲げる既上場銘柄については適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 施行日の前日において特設注意市場銘柄に指定されている銘柄又は施行日以後に特設注意市場銘柄へ指定された銘柄

柄へ指定されている上場株券等は、施行日において、特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。

- 4 改正後の第408条の3、第503条第1項、第4項、第5項、第7項から第10項まで、第12項及び第601条の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券等の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第505条の2の規定は、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社から適用する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(実効性確保手段)</p> <p>第141条 当取引所は、上場会社に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特別注意銘柄</u>の指定</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。</p>	<p>(実効性確保手段)</p> <p>第141条 当取引所は、上場会社に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特設注意市場銘柄</u>の指定</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特別注意銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>第3編～第6編 (略)</p> <p>(監査報告書等)</p> <p>第221条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第210条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に掲げる書類のうち第207条第1項第1号に掲げる財務書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により法第193条の2第1項の監査証明に相当すると認められる証明を受けていること。</p> <p>(規定の適用を受けない者)</p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特設注意市場銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>第3編～第6編 (略)</p> <p>(監査報告書等)</p> <p>第221条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規程第210条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に掲げる書類のうち207条第1項第1号に掲げる財務書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により法第193条の2第1項の監査証明に相当すると認められる証明を受けていること。</p> <p>(規定の適用を受けない者)</p>

第244条 次条から第253条まで、第254条（第1号に掲げる場合に限る。）及び第255条から第277条までの規定は、次の各号に掲げる者については、適用しない。

(1)～(5) (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 (略)

2 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) スタンダード市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第8号、第10号、第11号、第19号、第24号及び第25号に掲げる書類に準ずる書類

c 第204条第1項第6号に掲げる書類に準ずる書類（幹事取引参加者による上場適格性調査が行われた場合に限る。）

(2)・(3) (略)

(4) スタンダード市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第10号及び第19号並びに同条第2項第4号から第8号までに掲げる書類に準ずる書類

c 第204条第1項第6号に掲げる

第244条 次条から第253条まで及び第254条（第1号に掲げる場合に限る。）の規定は、次の各号に掲げる者については、適用しない。

(1)～(5) (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 (略)

2 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) スタンダード市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第6号、第8号、第10号、第11号、第19号、第24号及び第25号に掲げる書類に準ずる書類

(新設)

(2)・(3) (略)

(4) スタンダード市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第6号、第10号及び第19号並びに同条第2項第4号から第8号までに掲げる書類に準ずる書類

(新設)



書類に準ずる書類（幹事取引参加者による上場適格性調査が行われた場合に限る。）

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

5 規程第306条第5項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第2項第1号c、第2号b、第4号c又は第5号bにおいて準用する第204条第1項第6号に掲げる書類及び第2項第3号c又は第6号cにおいて準用する第231条第1項第3号に掲げる書類とする。

6 (略)

(標準市場区分変更審査期間)

第310条 規程第308条第5項に規定する施行規則で定める株券等とは、次の各号のいずれかに該当する株券等をいう。

(1) 第308条第2項第1号cに掲げる書類の提出を行わない市場区分の変更申請者が発行者である市場区分の変更申請に係る株券等

(2) 外国株券等

2 規程第308条第5項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が、プライム市場又はスタンダード市場への市場区分の変更申請を受理した場合には、受理してから3か月、グロース市場への市場区分の変更申請を受理した場合には、受理してから2か月とする。

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

5 規程第306条第5項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第2項第1号b、第2号b、第4号b又は第5号bにおいて準用する第204条第1項第6号に掲げる書類及び第2項第3号c又は第6号cにおいて準用する第231条第1項第3号に掲げる書類とする。

6 (略)

(標準市場区分変更審査期間)

第310条 規程第308条第5項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が、プライム市場又はスタンダード市場への市場区分の変更申請を受理した場合には、受理してから3か月、グロース市場への市場区分の変更申請を受理した場合には、受理してから2か月とする。

(新設)

(新設)

(新設)

## 第2節 特別注意銘柄

(特別注意銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

第503条 規程第503条第2項に規定する施行規則で定める書面とは、第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面(規程第503条第3項、第6項又は第9項の審査において「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面の提出を要しないと当取引所が認めた場合にあつては、当取引所がその都度定める書面)をいう。

### 2 規程第503条第4項第2号b

(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b(a)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる場合をいう。

#### (1) スタンダード市場又はプライム市場の上場会社

a 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等(直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。)に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

b スタンダード市場の上場会社においては規程第205条第5号、プライム市場の上場会社においては規程第211条第4号又は第5号aに適合していない場合。この場合において、規程第205条第5号又は同第

## 第2節 特設注意市場銘柄

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

第503条 規程第503条第2項に規定する施行規則で定める書面とは、第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面(規程第503条第3項又は第6項の審査において「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面の提出を要しないと当取引所が認めた場合にあつては、当取引所がその都度定める書面)をいう。

(新設)

211条第5号a中「基準事業年度（前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に經理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節において同じ。））」とあるのは、「直前事業年度」と、規程第211条第4号中「上場日」とあるのは、「直前の四半期会計期間又は事業年度（直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。）の末日」と、と読み替える。

(2) グロース市場の上場会社

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

3 規程第503条第4項第2号b

(b)、第7項第2号b及び第10項第1号b(b)に規定する施行規則で定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第501条第6項に定める純資産の額が正でないときをいう。

4 規程第503条第10項各号に掲げる審査の区分については、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第503条第10項第1号に定める第一回目の審査

規程第503条第4項第2号b又は第7項第2号の規定により特別注意銘

(新設)

(新設)

柄の指定が継続された上場株券等の発行者についての同条第9項に定める内部管理体制等の審査

(2) 規程第503条第10項第1号に定める第二回目の審査

前号の審査の結果に基づき、規程第503条第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者についての同条第9項に定める内部管理体制等の審査

(3) 規程第503条第10項第2号に定める第三回目の審査

前号の審査の結果に基づき、規程第503条第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券等の発行者についての同条第9項に定める内部管理体制等の審査

5 規程第503条第12項に規定する施行規則で定める日とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日をいう。

(1) 規程第503条第10項第1号に定める場合

規程第503条第10項第1号に規定する市場区分の変更の日

(2) 規程第503条第10項第2号に定める場合

規程第503条第10項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(3) 規程第503条第10項第3号に定める場合

規程第503条第10項第3号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(新設)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2～7 (略)

8 規程第601条第1項第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項(規程第505条第7項又は規程第505条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項(規程第505条第7項又は規程第505条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第1項第10号aに該当することとなること。

b・c (略)

(2) 前号のほか、当取引所が、規程第504条第1項又は規程第505条第6項(規程第505条の2第3項又は第4項において準用する場合を

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2～7 (略)

8 規程第601条第1項第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項(規程第505条第7項において準用する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項(規程第505条第7項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第1項第10号aに該当することとなること。

b・c (略)

(2) 前号のほか、当取引所が、規程第504条第1項又は規程第505条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の

む。)の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(3) (略)

9～16 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第608条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(11) (略)

(削る)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 上場会社が規程第601条第1項第10号bに該当する（規程第603条第3項による場合を含む。）おそれがあると当取引所が認める場合（次号及び第16号に掲げるときを除く。）

(15)～(30) (略)

2～4 (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券等の

開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(3) (略)

9～16 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第608条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(11) (略)

(12) 規程第503条第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合

(13) (略)

(14) (略)

(新設)

(15)～(30) (略)

2～4 (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券等の

<p>取扱い)</p> <p>第719条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第604条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券等についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券等が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券等を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>a 第604条第1項第2号、第7号から第9号まで、<u>第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号</u>のいずれかに該当するとき</p> <p>b 第604条第1項第1号、第3号から第6号まで、第10号、<u>第14号</u>、第17号から第24号まで又は第27号から第30号のいずれかに該当するとき</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第806条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第212条第9項及び第601条第10項第2号の規定は、規程第808条第2項<u>第6号</u>の場合について準用する。</p> <p>6 第601条第13項の規定は、規程第</p>	<p>取扱い)</p> <p>第719条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第604条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券等についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券等が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券等を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</p> <p>a 第604条第1項第2号、第7号から第9号まで、<u>第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号</u>のいずれかに該当するとき</p> <p>b 第604条第1項第1号、第3号から第6号まで、第10号、<u>第12号</u>、第17号から第24号まで又は第27号から第30号のいずれかに該当するとき</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第806条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第212条第9項及び第601条第10項第2号の規定は、規程第808条第2項<u>第7号</u>の場合について準用する。</p> <p>6 第601条第13項の規定は、規程第</p>
--	---

808条第2項第7号の場合について準用する。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第831条 当取引所は、上場優先出資証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先出資証券を規程第838条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第10号、第11号、第13号から第15号まで、第17号、第26号又は第27号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(13) (略)

(削る)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 上場優先出資証券の発行者が規程第835条第1項第6号の規定により適用する規程第601条第1項第10号bに該当する（規程第603条第3項による場合を含む。）おそれがあると当取引所が認める場合（次号に掲げるときを除く。）

(17)～(27) (略)

2～4 (略)

令和5年4月1日改正付則

第2条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。

808条第2項第8号の場合について準用する。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第831条 当取引所は、上場優先出資証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先出資証券を規程第838条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第10号、第11号、第13号、第15号、第16号、第17号、第26号又は第27号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(13) (略)

(14) 規程第503条第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合

(15) (略)

(16) (略)

(新設)

(17)～(27) (略)

2～4 (略)

令和5年4月1日改正付則

第2条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。



<p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 施行日以後に特設注意市場銘柄  <u>(令和6年1月15日改正後の特別注  意銘柄を含む。)</u>へ指定された場合</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年1月15日か  ら施行する。</p> <p>2 改正後の第308条及び第310条の規  定は、この改正規定施行の日（以下「施行  日」という。）以後に市場区分の変更申請  を行う者から適用する。</p> <p>3 改正後の第503条第2項及び第3項の  規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定  する上場株券等の発行者である上場会社か  ら適用する。</p>	<p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 施行日以後に特設注意市場銘柄  へ指定された場合</p> <p>5 (略)</p>
---	---

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>VI 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査</p> <p>(公益又は投資者保護の観点)</p> <p>規程第304条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 次のaからeまでに該当しないこと(規程第304条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券等が、次の(a)から(r)までのいずれかに該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 規程第503条第1項の規定により<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>VI 上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査</p> <p>(公益又は投資者保護の観点)</p> <p>規程第304条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 次のaからeまでに該当しないこと(規程第304条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券等が、次の(a)から(r)までのいずれかに該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 規程第503条第1項の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>VII 市場区分の変更審査</p> <p>(市場区分の変更審査等)</p> <p>市場区分の変更審査については、次の(1)から(4)までに定めるところにより行う。</p> <p>(1) 規程第308条第1項に定めるスタンダード市場への市場区分の変更審査は、IIに準じて行う。この場合において、当取引所は、<u>会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業</u></p>	<p>VII 市場区分の変更審査</p> <p>(市場区分の変更審査等)</p> <p>市場区分の変更審査については、次の(1)から(4)までに定めるところにより行う。</p> <p>(1) 規程第308条第1項に定めるスタンダード市場への市場区分の変更審査は、IIに準じて行う。この場合において、当取引所は、<u>プライム市場又はグロース市場への新規上場時から会社の事業</u></p>

内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、Ⅱ 3. から 6. までに定める審査に準じて行う審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(2) ・ (3) (略)

(4) (1) から前(3) までの審査にあつては、最近5年間(「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼる。)において、規程第503条第1項の規定に基づく特別注意銘柄の指定を受けた場合又は規程第504条第1項若しくは第2項(第505条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第505条第6項の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあつては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。
- 2 改正後のⅦ(1)の規定は、この改正規定施行の日以後に市場区分の変更申請を行う者から適用する。

内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(2) ・ (3) (略)

(4) (1) から(3)までの審査にあつては、最近5年間(「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼる。)において、規程第503条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を受けた場合又は規程第504条第1項若しくは第2項(第505条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第505条第6項の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあつては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (<u>特別注意銘柄</u>の指定等)</p> <p>1. 規程第503条第1項の規定に基づく<u>特別注意銘柄</u>の指定は、次の(1)から(5)までに掲げる場合においては、当該(1)から(5)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2. 規程第503条第3項、第6項及び第10項に規定する内部管理体制等の審査は、<u>上場審査等に関するガイドラインⅡ3.、Ⅱ4.、Ⅱ5.、Ⅲ3.、Ⅲ4.、Ⅲ5.、Ⅳ2.、Ⅳ3.、又はⅣ4.の規定に準ずる事項(特別注意銘柄の指定後における規程第2編第4章の規定の遵守状況及び遵守を確保するための体制の整備及び運用の状況を含む。)</u>その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (<u>特設注意市場銘柄</u>の指定等)</p> <p>1. 規程第503条第1項の規定に基づく<u>特設注意市場銘柄</u>の指定は、次の(1)から(5)までに掲げる場合においては、当該(1)から(5)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2. 規程第503条第3項及び第6項に規定する内部管理体制等の審査は、<u>次の(1)から(7)までに掲げる事項</u>その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p><u>(1) 内部監査又は監査役による監査など、業務執行に対する監査の体制の状況及び当該監査の実施の状況</u></p> <p><u>(2) 経営管理組織又は社内諸規則の整備などの内部管理体制の状況</u></p> <p><u>(3) 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の管理状況及び当該会社情報に係る適時開示体制の状況</u></p> <p><u>(4) 規程第4章第4節第1款の規定の遵守を確保するための体制の状況</u></p> <p><u>(5) 有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況</u></p> <p><u>(6) 法令等の遵守状況</u></p> <p><u>(7) 特設注意市場銘柄の指定後におけ</u></p>

IV 上場廃止に係る審査

(特別注意銘柄等)

4. 規程第601条第1項第9号に規定する次の(1)から(4)までに掲げる審査は、当該(1)から(4)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

(1) 規程第601条第1項第9号aに規定する内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないかどうかの審査

事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性

(2) 規程第601条第1項第9号bに規定する内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審査

改善計画の進捗状況並びに改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状並びに当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

(3) 規程第601条第1項第9号c及びdに規定する内部管理体制等が適切に整備されていると認められないかどうか又は適切に運用される見込みがなくなったかどうかの審査

III 2. 及び前(2)に定める事項

IV 上場廃止に係る審査

(特設注意市場銘柄等)

4. 規程第601条第1項第9号に規定する次の(1)から(3)までに掲げる審査は、当該(1)から(3)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

(1) 規程第601条第1項第9号aに規定する改善の見込みがないかどうかの審査

事実関係の究明への着手の状況、再発防止のための検討を行う方針の有無及びその開示の状況並びに当該方針の実行可能性

(2) 規程第601条第1項第9号bからdまでに規定する改善の見込みがなくなったかどうかの審査

改善計画の進捗状況並びに改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状並びに当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

(3) 規程第601条第1項第9号c及びeに規定する内部管理体制等の改善がなされなかったかどうかの審査

III 2. (1)から(7)までに掲げる事項

(4) 規程第601条第1項第9号e、  
f及びgに規定する内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められないかどうかの審査

Ⅲ 2. に定める事項

付 則

この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。

(新設)

有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特別注意銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条 当取引所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場規程第503条第1項に規定する<u>特別注意銘柄</u>に指定されたとき。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。</p>	<p>(特設注意市場銘柄等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条 当取引所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場規程第503条第1項に規定する<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されたとき。</p>

取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の市場区分の変更申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査を行うものとする。<u>ただし、第1号に掲げる有価証券の市場区分の変更申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについては、当該調査を行わないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条の規定は、この改正規定施行の日以後に市場区分の変更申請を行う者に係る上場適格性調査から適用する。</p>	<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の市場区分の変更申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>



制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券等（優先株等及び優先出資証券を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特別注意銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券等（優先株等及び優先出資証券を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特設注意市場銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特別注意銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特設注意市場銘柄</u>、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(ベンチャーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の5 ベンチャーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>	<p>(ベンチャーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の5 ベンチャーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(4)～(6) (略)

2～5 (略)

(カントリーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の6 カントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(4)・(5) (略)

2～4 (略)

(インフラファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の7 インフラファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(5)～(7) (略)

2～6 (略)

(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)

(1)・(2) (略)

(3) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(4)～(6) (略)

2～5 (略)

(カントリーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の6 カントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(4)・(5) (略)

2～4 (略)

(インフラファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の7 インフラファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(5)～(7) (略)

2～6 (略)

(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(8)～(11) (略)

2～8 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(8)～(11) (略)

2～8 (略)

(ベンチャーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の5 制度信用銘柄であるベンチャーファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7)～(10) (略)

第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(8)～(11) (略)

2～8 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(8)～(11) (略)

2～8 (略)

(ベンチャーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の5 制度信用銘柄であるベンチャーファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7)～(10) (略)

2～7 (略)

(カントリーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の6 制度信用銘柄であるカントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7)～(9) (略)

2～6 (略)

(インフラファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の7 制度信用銘柄であるインフラファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～8 (略)

付 則

この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。

2～7 (略)

(カントリーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の6 制度信用銘柄であるカントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7)～(9) (略)

2～6 (略)

(インフラファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の7 制度信用銘柄であるインフラファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～8 (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特別注意銘柄)</p> <p>第125条 当取引所は、特例第141条第1項の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>特別注意銘柄</u>へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した当取引所所定の書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定により<u>特別注意銘柄</u>へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月15日から施行する。</p>	<p>(特設注意市場銘柄)</p> <p>第125条 当取引所は、特例第141条第1項の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した当取引所所定の書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。</p>